

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、令和3年度地域ケア基盤整備推進事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、次の事業を対象とする。

(1) 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業
実施要項3(1)に定める事業

(2) その他地域包括ケア推進に資する事業
実施要項3(2)に定める事業

2 補助対象者、補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 この補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の金額に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(事前協議)

第3条 本事業を実施しようとする者は、事前協議書（様式第1号）を、知事が指示する日までに1部提出しなければならない。

2 知事は、事業実施に当たり、事業内容等を審査し、予算の範囲内で補助予定者を採択し、その旨を補助予定者へ内示（様式第2号）を行う。なお、予算の範囲を超える場合は、原則として、平成27～令和2年度において「茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費補助金（令和2年度から地域ケア基盤整備推進事業）」の交付を受けていない事業者を優先して採択する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、内示を受けた後、補助金交付申請書（様式第3号）を、知事が指示する日までに提出しなければならない。

(事前着手)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前

着手届（様式第4号）を知事に提出したときは、この限りでない。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

（補助金の変更申請等）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助の追加（減額）交付申請を行う場合には、補助金追加（減額）交付申請書（様式第6号）を管轄する知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る補助金の追加又は減額の交付決定の通知は、補助金追加（減額）交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 補助事業者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業費の20パーセント以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

（補助事業の中止等）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第11条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする理由を記載した概算払申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(雇用契約解除に伴う補助金の返還)

第 13 条 実施要項 3（1）に定める事業を実施する補助事業者は、実施要項 1 に定める事業所（以下「事業所」という。）が実施要項 4（6）の取組拡充を実施した場合、取組拡充によって増員した者との契約が契約締結の日から 1 年未満で解除された場合には、関係書類を添えて速やかに管轄する知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、交付された補助金の全額又は一部を県に返還させることがある。

(補助金の額の確定の通知)

第 14 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

(消費税仕入控除税額の納付)

第 15 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税の仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、実施要項 3（1）に定める事業において、市町村から補助を受けた事業所において補助金に係る仕入控除税額が確定した場合、当該事業所は当該市町村に速やかに報告しなければならない。この場合、報告を受けた市町村は当該報告額に全体補助額における県補助額の割合を乗じた額を知事に報告しなければならない。

なお、この場合において、報告額の仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(証拠書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、これを

事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条の規定により知事が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

付則

この要項は、令和2年4月1日に施行する。
この要項は、令和2年12月1日に施行する。
この要項は、令和3年4月13日に施行する。

(別表)

補助対象事業	補助対象者	補助基本額	補助率	補助対象経費	摘要
在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための整備事業	・市町村	4,700千円	1/2	本事業に必要な備品購入費、使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が行う単価5万円以上（消費税込み）の医療機器、患者とのバイタル情報の共有等に使用するための電子情報通信機器、在宅人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等及び訪問用自動車の購入又はリースに係る経費に限る。 ・訪問用自動車については、1事業所につき購入・リース合わせて1台のみ対象とする。 ・訪問用自動車を購入する場合は、車両の側面に市町村による補助事業の名称及び在宅診療等の訪問時に使用する車両である旨を購入時から6年間（軽自動車については4年間）表示すること。（実績報告時に表示が確認できる画像を添付すること）
その他地域包括ケア推進に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・医師会等職能団体及びその他知事が認める者 			本事業に必要な修繕料、使用料及び賃借料、工事請負費	市町村等が行う拠点整備に係る段差解消、間取りの変更等の修繕及び工事並びに賃借に係る経費に限る。

(留意事項)

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施した事業に限る。
- ・対象にならない主な経費は次のとおりとする。
 - (1) 自動車の購入に要する経費のうちの登録諸費用（公租公課、保険料等）
 - (2) 人件費、消耗品費、光熱水費等の運営費
 - (3) 物品等の維持にかかる保守や点検等のランニングコスト
 - (4) 令和3年3月31日以前において、整備に要した経費
- ・簡易自家発電装置等については、次のとおりとする。
 - (1) 災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの。
 - (2) ガソリンやガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

様式第1号

記号番号
令和年月日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所
市町村長名
(公印省略)

様式第2号

健康ア第号
令和年月日

殿

茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
事前協議書

標記補助金について、次により交付を受けたいので、下記の書類を添えて協議いたします。

記

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 年間取組 (報告) 書 (別紙2)
- 3 補助金所要額調書 (別紙3及び別紙3-1)
- 4 その他、参考となる資料

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金の内示について (通知)

このことについて、補助金交付要項第3条第3項の規定により、貴所を補助事業者として採択したので、同条第4項の規定により、内示いたします。つきましては、令和年月日までに補助金要項第4条の規定に基づき、茨城県知事あて交付申請書を提出願います。
なお、補助対象事業費は下記のとおりです。

補助対象事業費

千円

記

記号番号
令和年月日

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業計画書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村名

住所
市町村長名
(公印省略)

1 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業

(1) 補助対象事業所数

新規開設事業所数	取組拡充事業所数

(2) 添付書類 (補助対象事業所ごとに作成)

- ① 事業計画 (報告) 内訳書 (機器整備) (別添1)
- ② 整備する機器のパネルレット及び見積書の写し

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金交付申請書

標記補助金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

2 その他地域包括ケア推進に資する事業

(1) 補助対象事業所数

対象事業所数

(2) 添付書類 (補助対象事業所ごとに作成)

- ① 事業計画 (報告) 内訳書 (施設整備) (別添2)
- ② 見積書の写し
- ③ 工事箇所がわかるように記載された図面及び工程表

3 その他、参考となる資料

円

1 申請額

2 事業計画書 (別紙1)

3 年間取組 (報告) 書 (別紙2)

4 補助金所要額調査書 (別紙3及び別紙3-1)

5 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

6 補助金の受領方法

ア 直接払

イ 隔地払

ウ 口座振替払

振込先銀行

口座名義 (か)

預金種目

銀行

口座番号

支店

記

令和 3 年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金所要額調査

(単位：円)

区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	対象経費支出 予定額 C (A - B) ※千円未満切捨	補助基準額 D	県補助基本額 E (C、Dいずれか 少ない方の額)	県補助所要額 F (E×補助率) ※千円未満切捨	既交付決定額 G	交付申請額 H (F - G)	市町村補助 所要額 I
(1)在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業									
(2)その他地域包括ケア推進に資する事業									
合計									

令和 3 年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金所要額内訳調査

(単位：円)

経費配分	対象経費 支出予定 額 ※千円未満 切捨	費目	積算内訳
(1)在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業	円		
計 (a)	円		
(2)その他地域包括ケア推進に資する事業			
計 (b)			
合計 (a + b)	円		

(注) 本調査は、合計が「別紙 3 対象経費支出予定額 C」と同額となること。
 (注) 費目については、令和 3 年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付要項の別表に記載がある事項を記載すること。
 (注) 積算内訳については、費目毎に計を記載すること。

別添 1

「在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業」事業計画（報告）内訳書（機器整備）

1	事業所名									
2	所在地									
3	整備事業	右記のいずれかの取組に○を記載		新規開設		取組拡充				
4	取組内容	※新規開設時又は取組拡充後の人数を記載。なお、()内は事業の基準日とする令和2年3月31日現在の人数を記載。								
	訪問看護事業所	区 分	看護師		保健師		准看護師		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	()	()	()	()	()	()	()	()
		非常勤(人)	()	()	()	()	()	()	()	()
常勤換算後の人数(人)	()		()		()		()			
在宅療養支援診療所及び在宅療養支援歯科診療所	常勤医師	人	()	人	()	常勤歯科医師	人	()	人	()
訪問リハビリテーション事業所	区 分	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士								
		専 従		兼 務						
	常勤(人)	()		()						
非常勤(人)	()		()							

※取組拡充については、交付申請時に取組拡充（人数）が確認できる書類（国又は県への従業者等に関する提出書類の写し及び勤務表（令和3年3月31日現在の従業者一覧及びサービス提供を開始する月の従業者一覧等））を添付。交付申請時に取組拡充を終えていない場合は、実績報告時に添付。また、増員した者の雇用契約期間が確認できる書類を添付。

5	基盤整備（機器整備）の内容						
	品名	製造業者名	規格・型式	数量	購入・リース等		備考（購入時期・耐用年数、リース期間等を記載）
					単価	合計金額	
	補助対象事業分				円	円	
	小計	—	—	—	—		
	補助対象外事業分(機器整備分)						
	小計	—	—	—	—		
	合計	—	—	—	—		
6	整備の目的、整備を必要とする理由及び期待される効果						
	(1)整備の目的						
	(2)整備を必要とする理由						
	(3)期待される効果						
7	地域の市町村、医師会等との連携協力の状況（予定を含む）						

※単価、購入金額は税込み価格を記入すること。また、欄が不足する場合は、適宜追加して記入すること。
 ※実績報告時には、整備した医療機器、訪問用自動車の写真、契約書、納品書及び請求書の写しを添付すること

「その他地域包括ケア推進に資する事業」事業計画（報告）内訳書（施設整備）

事業の名称			4 整備費内訳					
開設者（設置者）	施設名	所在地	区分	費目	面積	単価	金額	備考
1 施設の規模			補助対象事業分		m ²	円	円	
敷地の状況	敷地面積	m ²						
事業の種別	(新築・増築・改築の別)							
建物の構造及び面積	(造) 階建 (自己所有・借家の別)							
	建築面積	m ²	小計(A)					
	延べ面積	m ²	区分	費目	面積	単価	金額	備考
2 施工状況			補助対象外事業分		m ²	円	円	
工事の施工方法	(直営・請負の別)							
施行期間	着工	令和 年 月 日						
	竣工	令和 年 月 日	小計(B)					
3 財源内訳			合計(A)+(B)					
区分	金額	備考	6 地域の市町村、医師会等との連携協力の状況（予定を含む）					
(1) 県補助金	円							
(2) 市町村補助金	円							
(3) 寄付金								
(4) 自己負担	円							
(5) その他	円							
計	円							
5 整備の目的、整備を必要とする理由及び期待される効果								
(1) 整備の目的								
(2) 整備を必要とする理由								
(3) 期待される効果								

※単価、購入金額は税込み価格を記入すること。また、欄が不足する場合は、適宜追加して記入すること。

様式第4号

記号番号
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
市町村長名
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金交付決定前着手届出書

標記補助金について、下記により補助金交付決定前に事業に着手したいので、補助金交付要項第5条の規定により届け出ます。
なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても何ら異議の申し立てを行いません。

記

1 事業内容

2 交付決定前に着手する理由

健康ケア第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった、標記補助金については、茨城県
補助金等交付規則第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、
同規則第7条の規定により通知します。

記

事業に要する経費及び補助金の額	補助金の額
事業に要する経費 円	補助金の額 円

記 号 番 号
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
市町村長名
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金追加(減額)交付申請書

標記補助金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請いたし
ます。

記

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 申 請 額 | 円 |
| 2 | 事業計画書(別紙1) | |
| 3 | 年間取組(報告)書(別紙2) | |
| 4 | 補助金所要額調書(別紙3及び別紙3-1) | |
| 5 | 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本 | |

健ケア第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金追加(減額)交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった、標記補助金については、茨城県
補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり追加(減額)交付決定したの
で同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 既交付決定額 円
- 3 追加(減)交付決定額 円

記 号 番 号 日
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
市町村長名
(公印省略)

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金概算払申請書

標記補助金概算払いについて、次により交付されるよう申請いたします。

記

- 1 申請額 円
- 2 申請理由

記号番号
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村名

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業報告書

住 所
市町村長名
(公印省略)

1 在宅医療サービスの基盤整備の拡充を図るための機器整備事業
(1) 補助対象事業所数

新規開設事業所数	取組拡充事業所数

(2) 添付書類 (補助対象事業所ごとに作成)
事業計画 (報告) 内訳書 (機器整備) (別添1)

2 その他地域包括ケア推進に資する事業

(1) 補助対象事業所数

対象事業所数

(2) 添付書類 (補助対象事業所ごとに作成)
事業計画 (報告) 内訳書 (施設整備) (別添2)

- 1 事業実績報告書 (別紙4)
- 2 年間取組 (報告) 書 (別紙2)
- 3 補助金精算額調書 (別紙5及び別紙5-1)
- 4 歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

記

(注) 別添1、2の各項目について、計画時点のものを実績報告時点に修正し、報告すること。

3 その他、参考となる資料

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、標記補助金に係る事業実績
について、次の関係書類を添えて報告いたします。

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金精算額調書

(単位：円)

区分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	対象経費支出 済額 C (A - B) ※千円未満切捨	補助基準額 D	県補助基本額 E (C、Dいずれか 少ない方の額)	県補助所要額 F (E×補助率) ※千円未満切捨	既交付決定額 G	県補助受入 済額 H	精算額 I (F - H)	市町村補助 所要額 J
(1)在宅医療サービスの基盤整備を図るための機器整備事業										
(2)その他地域包括ケア推進に資する事業										
合計										

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金精算額内訳調書
(単位：円)

経費配分	対象経費支出済額 ※千円未満切捨	費目	積算内訳
(1)在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業	円		
計 (a)			
(2)その他地域包括ケア推進に資する事業	円		
計 (b)			
合計 (a+b)	円		

(注) 本調書は、合計が「別紙1対象経費支出済額 C」と同額となること。
 (注) 費目については、令和3年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付要項の別表に記載がある事項を記載すること。
 (注) 積算内訳については、費目毎に計を記載すること。

健康ケア第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

令和 3 年度地域ケア基盤整備推進事業費補助金
補助金確定通知書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した、標記補助金については、
令和 年 月 日付 第 号事業実績報告に基づき交付額を
円に確定したので通知します。

記 号 番 号
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
市町村長名
(公印省略)

令和 3 年度消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付健康ケア第 号で交付決定を受けた、令和 3 年度地域
ケア基盤整備推進事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 茨城県補助金交付規則第 14 条の規定に基づく額の確定額または事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額
金 円
- 3 添付書類
参考となる書類 (上記 2 の金額の積算内訳等)

